HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	乳児院を利用した母親の生活歴と子育ての困難さに関する考察
Author(s)	吉見, 香
Citation	教育福祉研究, 21, 37-51
Issue Date	2016-11-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/64383
Type	departmental bulletin paper
File Information	037-0919-6226-21.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

乳児院を利用した母親の生活歴と子育ての困難さに関する考察

吉　見　　香

1．研究の課題と方法

（1）研究目的

本研究の目的は、人生のスタートラインである乳児期に、親元での養育が困難となり乳児院に子どもを預けた親たちについて、親自身の生活歴及び養育困難状況から、どのような特徴があるのかを考察することである。乳児院は全国に130か所、約3000人の子どもが入所している児童福祉施設であり、少子化であるにもかかわらず、平成14年に114か所であったのが、平成24年には130か所に増えている。入所児童数も1.17倍に増えている。しかし、乳児院は、どのような子どもたちが、どのような理由で入所しているのか、ほとんど知られていなく、児童養護施設入所児童の約2割が乳児院からの入所児童であることもあまり知られていない[1]。

子どもは単独で生活しているわけではなく、子どもの生活はすべて親に依存しているので、子どもの生活状況は親に規定されると言っても良いであろう。子どもが施設入所するということを考える際に、それが生活に密着した問題であるならば、親の生活を抜きにして語ることはできないはずである。筆者は、施設に預けられた子どもの問題を個別の親から派生する個別の子どもの問題としてではなく、なんらかの生活上の困難を抱えた結果としてあらわれるひとつの現象として捉え、それは個別の自己責任の結果ではないことを実証的に明らかにしていきたいと考える。

（2）乳児院について

乳児院は、児童福祉法第37条に「乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。」と規定されている。乳児とは満1歳に満たない者のことである。

乳児院に入所している児童の入所理由であるが、厚生労働省の直近の児童養護施設入所児童等調査[2]によると、「父または母の精神疾患等」が全体の20%であり、一番高い入所理由なっている。次いで「虐待」9.2%、「放任」8.8%、「未婚」7.9%、「養育拒否」7.8%、「父または母の就労」7.4%、「破産等の経済的理由」5.7%、「父または母の拘禁」5.3%となっている。両親ともにいない子どもは全体の2割ほどしいなく、8割の子どもは親は存在しているものの、家庭で養育できない状況となり、施設入所となっている。

（3）先行研究と本研究の分析の視点

かつて吉田久一（1984）は「日本貧困史」のなかで、時代とともに表れてきた庶民の生活の貧困状況を社会の情勢に照らし合わせて論じており、そのなかで貧困問題のひとつとして、児童問題を取り上げている。すなわち、親の過酷な貧困状況がさまざまな形の児童問題として子どもにも影響を与えていると述べている。

子どもの問題と家族の生活上の困難との関連について実証的に検証した最近の研究としては、松本伊智朗（2013）の研究がある。松本は、平成20・21年度厚生労働科学研究による児童相談所での虐待受理相談の調査結果より、子育て困難が子ども虐待問題として表面化する背景として、経済的困窮、家族変動、夫婦間暴力、子どもの障害、養育者の疾病と障害、社会的孤立が重なり合い、複合的な不利が形成されると述べている。そして「虐待以前・虐待以外」の問題が、こうした不利と

困難を背景とした時間の経過の中で虐待に転化・深刻化していく事例が少なからず確認できると述べている。子どもの問題は、親子の生活における可能性の制限と対応能力の低下、不利と困難の連鎖・蓄積の過程であると述べている。子どもの問題を考える上で、親子の生活上の困難・不利に着目する必要があるということを実証的に研究したものとしては、数少ない貴重な研究である。

また、家庭での養育が困難となった子供たちは施設入所または里親委託を余儀なくされるが、施設入所となった子どもの家庭の背景についての先行研究は数少ない。児童養護施設に関する研究では、入所中の子どもの生活向上のための調査研究や、将来の自立に向けての対応策に関する研究が多く、乳児院に関する研究ではアタッチメント研究に力点が置かれ、施設入所となった子どもの家庭背景に着目した研究はあまりない。

近年の研究としては、堀場純矢（2009）が東海地区の6児童養護施設で調査をおこない、施設で暮らす子どもの親のほとんどが不安定就労層であること、母親に不安定就労や無職が多く、生活問題が深刻であること、父母ともに厳しい労働・生活実態を反映して、心身の健康問題が深刻であること、児童養護問題の背景には親の労働・生活問題があることを明らかにしている。そして、「親が人たるに値する生活を保ち続けられないほど貧困状態にあっても、なお自助自立を求められる社会の中で、子どもを育てられなくなっている現実」があると述べている。

このように、子どもの問題と現在の親の生活上の窮状との関連についての研究は増えてきているが、親がどのような生活歴をたどり現在の厳しい生活状況に至ったのか、そしてそれが子育てにどのような影響を与えているのかということについては調査自体が非常に難しいため、研究論文はほとんど見当たらない。筆者は生後間もない乳児を施設に預けざるをえなかった親の生活状況を把握するに当たり、職業歴と家族歴に着目し、資料から分析できる範囲内で学歴、初職、職歴、家族歴などから現状の生活にいたる分析をおこなった。

（4）調査概要、調査方法

ここでは、A県A市（都市部）にあるA乳児院に入所し、2009年3月から2012年3月までに退所した児童81人、76世帯（兄弟での入所を含む）のうち、保護者の状況が不明である2世帯をのぞく74世帯について、育児困難な状況に陥った際に手助けとなる社会資源の活用の有無等を含め、養育の主体である母親を調査対象として、生活歴を中心に分析をおこなった。母親を調査対象としたのは、母子家庭の比率が高いことと、母親の生活歴に比較して父親の生活歴が詳細に把握されていない場合が多いからである。A乳児院は定員40名の施設であり、定員充足率は80～90%代で推移している。A乳児院は年齢上限を2歳と設けており、2歳までに退所して家庭に戻るかもしくは里親委託、児童養護施設に措置変更となる。退所して家庭に戻った子どもの支援についても、A乳児院では家庭訪問や電話で困ったことがないかどうか確認をおこなっている。

次に調査方法であるが、子どもが乳児院に入所決定した際に、措置機関である児童相談所から送られてくる子どもの家庭状況調査票と、乳児院での子どもの生活記録、保護者の面会状況等を記した乳児院保管の個別の児童記録票から調査転記表に転記作業をして分析を行った。児童相談所からの家庭状況調査票には、相談の経緯に加え、相談時の家族・親族の状況、育児困難に陥った状況、子どもの出生時の状況、親の幼少期からの生活歴等が記されているが、各事例により情報量にはばらつきがある。乳児院の生活記録には、子どもの発達状況に加え、親や親族の面会状況、その際の職員との面談記録、児童相談所とのやりとりの記録等が、入所時から退所時まで詳細に記入されている。加えて退所後の支援をおこなっている事例については、その記録も参照した。

転記項目は、入所時の子どもの月齢、入所期間、退所先、母親の年齢、同居家族、同居者の職業、疾病•障害の状況、生活状況、出産時の状況、パートナーの状況（学歴、職業等含む）、現在の親族との関係、入所理由、入所後の状況（家族形態・職

業変化)、母親の幼少期からの生活歴、学歴、職歴である。

個別の事例を１件ずつ読み込みながらの転記作業なので、１件の転記に１～２時間要した。インタビュー調査ではなく、既存の記録票からの転記による分析であるため、細かなところでは不明な点も多く、また各事例によってはすべての情報が記載されているとは限らず、情報量に差異もあるため､分析の限界があることをここで述べておく。

なお、この調査は、北海道大学大学院教育学研究院における人間を対象とする研究倫理審査の承認を受けている。

２．調査対象者の属性

（１）年齢

調査対象である母親の年齢は 10 代～40 代と多岐にわたっており､平均は 29.1 歳である｡30 代が 45.9%、20 代が 35.1%、10 代が 12.2%、40 代が 6.8%である｡乳児院に子どもを預けた母親は、若年に偏っているわけではない（表１）。

（２）世帯類型

ここでは世帯類型を､｢パートナーあり世帯｣｢単身世帯｣｢親と同居世帯｣の３類型に分類した。いずれも入所時点での世帯類型である｡｢パートナーあり世帯｣とは､婚姻関係のない事実婚も含みパートナーが同居している世帯、｢単身世帯｣とは母親本人が一人で生活している世帯、｢親と同居世帯｣とは母親本人と自分の両親または片親との同居世帯を言う。

対象者の世帯構成は、｢単身世帯｣が 30 世帯（40.6%)、｢パートナーあり世帯｣が 28 世帯（37.8%)、｢親と同居世帯｣が 16 世帯（21.6%）である。｢親と同居世帯｣は、全員が本人と自分の親のみであり、パートナーが同居している者はいない。親と同居している者は、厚生労働省の統計上母子世帯と見なされないが、今回の調査対象者では、パートナーと同居している者は 28 世帯（37.8%）しかいなく、残りの 46 世帯（62.2%）は広義の母子家庭であると言える。また､｢親と同居世帯｣16 人のうち、自分の両親とともに生活しているのは６名、自分の親と再婚した親とで生活している者が１名で、残りの９名は離別か死別かはわからないが、片方の親との同居である。母親と同居が８名、父親と同居が１名である。片親との同居９名のうち２名は祖母が同居している（表２）。

（３）婚姻歴

婚姻歴では、未婚の者と離婚歴のある者が同数の 26 人（全体の 35.1%）であり、初婚継続中の者は 21 人（28.4%）しかいなく、未婚･離婚歴のある者よりも少ない。この婚姻歴には事実婚は含まれない（表３）。

（４）子どもの入所時月齢

入所時点での子どもの年齢（月齢）を見ると、｢生後０～１ヶ月｣が 51 人（全体の 63%)、次いで｢２～６ヶ月｣が 17 人（21%）となっており、生後６ヶ月以内の乳児が全体の８割以上を占める。

表１　母親の年齢

年　齢	人数（人）	割合（%）
10 代	9	12.2%
20 代	26	35.1%
30 代	34	45.9%
40 代	5	6.8%
計	74	100.0%

表２　世帯構成

	世帯数（世帯）	割合（%）
パートナーあり	28	37.8%
単身	30	40.6%
親と同居	16	21.6%
計	74	100.0%

表３　婚姻歴

婚姻歴	人　数（人）	割合（%）
未婚	26	35.1%
離婚歴あり	26	35.1%
初婚継続	21	28.4%
夫死亡	1	1.4%
計	74	100.0%

生後かなり早い時期に入所している者が多く、生まれる前から養育困難な状況が想定されていたのではないかと推測される（表４）。

（５）子どもの入所期間と退所先

Ａ乳児院は満２歳までしか入所できないので、２歳前に家庭に戻るか、児童養護施設、里親に措置変更となる。子どもの退所先では、里親・ファミリーホームへの措置変更となった子どもが35人（43.2%）と一番多く、家庭に戻った子どもは29人（35.8%）、児童養護施設への措置変更が15人（18.5%）である。子ども自身の医療的治療のために、医療機関に入院となった子どもも２名いる。入所期間は、６ヶ月から24ヶ月までの間が多く、６ヶ月未満の短期で退所となった子どもは９人（11.1%）しかいない（表5-1、表5-2）。

表４　子どもの入所時月齢

年　齢	人数（人）	割合（%）
０ヶ月～１ヶ月	51	63.0
２ヶ月～６ヶ月	17	21.0
７ヶ月～12ヶ月	8	9.9
１歳１ヶ月～１歳６ヶ月	4	4.9
１歳６ヶ月～２歳	1	1.2
計	81	100.0

表5-1　入所期間

期　間	人数（人）	割合（%）
６ヶ月未満	9	11.1%
６～12ヶ月未満	26	32.1%
12～18ヶ月未満	18	22.2%
18～24ヶ月未満	25	30.9%
24ヶ月以上	3	3.7%
計	81	100.0%

表5-2　退所先

退所先	人数（人）	割合（%）
家庭	29	35.8%
里親・ファミリーホーム	35	43.2%
児童養護	15	18.5%
医療機関	2	2.5%
計	81	100.0%

３．入所時点の状況

（１）健康状態（疾病、障害）

本人の健康状態については、世帯により若干違いがある。癌、肝疾患、脳疾患等の入院治療を要する疾病に罹患している者６名は全員「パートナーあり世帯」であり、他の世帯にこれらの疾患に罹患している者はいない。精神疾患を患う者８名のうち５名は「単身世帯」であり、世帯の17%に相当する。知的障害である者は６名いるが、うち４名が「親と同居世帯」であり、世帯の25%に相当する。精神疾患を患う者は「単身世帯」に多く、「知的障害」である者は「親と同居世帯」に多い（表６）。

（２）本人の職業

本人の職業についても、世帯により大きな違いが見られる。「パートナーあり世帯」と「親と同居世帯」では、無職（専業主婦も含む）の者が圧倒的に多く、学生も含めるとこれらの世帯では９割近い者が生計をパートナーまたは親に依存している。学生は、４名(全体の5.4%)いるが、全員「親と同居世帯」である。これらの世帯に属する者は、パートナーまたは親と生計を共にするというより、全面的に生計を依存している状態であることがわかる。

それに比べ、「単身世帯」では、依存する対象がいないので、就労している者が多いが、仕事の内容を見ると、比較的安定職である事務・介護職に就いている者が３人（10%）、飲食店･水商売が４人（13.3%）、風俗が７人（23.3%）と、安定職よ

表６　世帯別健康状態　（人）

	パートナーあり	単身	親と同居	計
身体障害	－	1	－	1
知的障害	1	1	4	6
精神疾患	3	5	－	8
癌	5	－	－	6
肝機能	1	－	－	1
脳疾患	1	－	－	1
計	11	7	4	23

り不安定就労である者が多い。無職が10人（33.3%）、受刑拘留が5人（16.6%）であり、全体の20%である6人が生活保護を受給して生活している（表7）。

（3）パートナーの状態（職業、関係）

「パートナーあり世帯」のパートナーの職業は会社員、公務員、自営業、研究職、会社役員と安定職に就いている者が半数を占めており、残りの半数は、アルバイト等の不安定就労である。「単身世帯」、「親と同居世帯」では、パートナーの職業が記載なく不明であるものが多い。この中には、本人が語りたがらない場合も含まれる。「単身世帯」で風俗で働く者には、「特定できず」という記載の者もいる。また、パートナーとの関係では、「単身世帯」のなかに離婚もしくは離婚調停中の者が5人（16%）いるほかは、「単身世帯」・「親と同居世帯」ともにパートナーとは婚姻関係になく、入所時点ですでにパートナーとの交際解消をしている。交際解消をした相手から養育費が支払われている者は一人もいない。

（4）生活困窮状況

入所時の生活困窮状況を記録の記載内容から拾い出してみると、「親と同居世帯」では、生活保護受給世帯が4人（世帯の25%）いるが、家賃滞納、借金等の記載のある者はいない。生活保護は受給しているが、生活は安定しているのであろう。「パートナーあり世帯」では、生活保護受給者は2名と少ないが、家賃滞納3名、借金あり1名、5人以上の多子家庭が2名いる。「単身世帯」では、「ネットカフェ、テレクラ等浮浪生活」「友人宅を転々」という居所がない者が2名いる。これは入所時点もしくは入所直前の状況なので、子どもが生まれる直前の妊婦でありながら居所がなくホームレスのように浮浪していたということである。母体保護の面からも、かなり厳しい状況で生活していたことがうかがわれる。また、このような生活環境では、乳児が生まれても、安心して生活できる状態とは言えない（表8）。

（5）出産時の状況

妊娠が分かった時点で妊婦には母子手帳が交付され、母子ともに健康な状態で出産できるよう定期的な妊婦健診が求められる。一般的な受診回数は、妊娠23週（妊娠6ヶ月末）までは4週間に1回、妊娠24週～35週までは2週間に1回、妊娠36週以降は1週間に1回の合計15～16回とされている。しかし妊婦健診は病気ではないので、健康保険は適用されず、費用は全額自己負担となる。すべての回数の健診を自己負担でおこなうと、金

表7　本人の職業　（人）

	パートナーあり	単身	親と同居	計
事務（パート・嘱託）	－	2	－	2
飲食店勤務	1	1	－	2
清掃パート	1	－	－	1
介護員	－	1	－	1
日雇いアルバイト	－	1	－	1
水商売	－	3	－	4
風俗	－	7	1	8
障害者作業所	－	－	1	1
学生	－	－	4	4
受刑・拘留中	5	5	－	10
専業主婦	21	－	－	20
無職	－	10	10	20
計	28	30	16	74
（再掲）生活保護受給	2	6	4	15

表 8　入所時の生活困窮状況　（人）

	パートナーあり	単身	親と同居	計
生活保護	2	6	4	12
家賃滞納	3	1	－	4
借金あり	1	2	－	3
多子家庭※	2	1	－	3
自己破産	－	1	－	1
居所なし	－	2	－	2
その他	1	－	1	2
記載なし	19	17	11	47
計	28	30	16	74

※　ここでの多子家庭とは 5 人以上の子どものいる家庭である

銭的に大きな負担となるため、現在は公費補助制度があり、すべての妊婦が健診の際の補助を受けることができるようになっている。ただし補助を受けられる健診の内容や回数は自治体によって違うため、全部の健診を無料で受けられるわけではない。

調査対象者の出産時の状況については、「飛び込み出産」と記載のある者が 9 人（全体の 12%）いる。ここで言う「飛び込み出産」とは、妊婦検診を一度も受診せず、陣痛が来てから病院に救急搬送されて初診の状態で出産したことを言う。「夜に破水しタクシーを呼んだが所持金なく断られ救急車を呼んで産院に搬送」「搬送時所持金なし」「経済的に困窮し妊婦検診未受診」「妊婦検診途中から未受診」との記載がある者もいる。

誰も介助する者がいない状態で一人で自宅または店で出産した者は、 7 人 (9.5%) いる。そのなかには、「経済的に苦しい」「中絶予定だったが費用がなかった」と記載のある者もおり、経済的理由により産院に行かずに自宅で出産していることがわかる。妊娠出産は病気ではないが、妊婦検診を受診せず介助者のいない状態で一人で出産をおこなうことは、母子ともに命の危険性をともなうこともある。調査対象者の 1 割近くがそのような危険な状態で出産している。

また、「お金がなく堕胎できなかった」と記載のある者も 4 人 (5.4%) おり、産まない選択もできなかったことを表している。全体の 4 割近くが経済的に困窮した結果の出産であったことが推測される（表 9 ）。

（ 6 ）本人の親の状況

子育てをする際の協力者としては、自分またはパートナーの親が有力であると思われるが、調査対象者の親たちはどのように協力したのか、またはできなかったのかを世帯別に見てみる。

1 ）パートナーあり世帯

「パートナーあり世帯」では、近隣に住む親が育児に協力している状況が見られる。兄弟がいる場合は、主に上の子の養育について協力する場合が多く、上の子の養育で手いっぱいとなり乳児の養

表 9　出産時の状況　（人）

	パートナーあり	単身	親と同居	計
自宅出産	1	3	1	5
飛び込み出産	－	7	2	9
店のトイレで出産	－	1	1	2
計	1	11	4	16
金がなく堕胎できず（再掲）	－	2	2	4

育は難しいと断られる場合が多い。県外や県内遠方に住んでいる親も数名おり、距離的に遠いことが養育支援をおこなうには難しい現実もあると思われる。

2）単身世帯

「単身世帯」では、現在の養育困難な状況に関して、親から養育支援を受けていると答えている者は一人もいない。上の子を養育してもらっている者は数名いるが、それ以上の養育支援は望めないということだろう。親が遠方に居住している者は少なく、ほとんどの親が比較的近くに住んでいると思われるが、関係が疎遠と言っている者が9人（30%）いる。また、親の離婚率も高く、「単身世帯」の1/3以上の親は離婚歴がある。親が離婚して単身であれば生活に余裕がなく養育の協力を頼むことは難しいと思われ、また再婚していれば関係が疎遠になりさらに養育支援を望むことは難しくなるものと推測される。「単身世帯」では、自分の親が養育困難な状況を助ける資源とはなりえない状況がうかがわれる。

3）親と同居世帯

「親と同居世帯」では約半数の親が離婚または別居をしている。父親の職業では4人（50%）が無職、職に就いている者は会社員、運転手、配管工などである。母親の職業では、介護士と保育士というものが各々1人ずついるが、介護士の母は生活保護を受給している。パートが7人（46.7%）、無職が6人（40%）である。また、4世帯（世帯の25%）が生活保護を受給している。親と同居している世帯の生活は、かなり厳しく余裕のないものであることが推測される（表10-1、表10-2、表10-3）。

以上より、乳児院入所児童は、生後早い時期に預けられている子どもが多く、母親は妊娠中から生まれた後の生活に不安を抱えていたと推測される。保育園は生後56日以上しか受け入れできないため生後まもなくの乳児を受け入れる社会資源とはなりえず、障害・疾病を抱えた者や単身で生活している者たちは、自分の親などの親族の協力が不可能であれば、乳児院に子供をあずけるしか他に方法がない現状が見えてきた。

障害をもつ未婚の者や学生である未婚の者たちは、自分の親と同居している場合が多いが、同居の親世帯の生活状況は貧困で厳しい状態である者が多い。

単身世帯では不安定就労に就いている者が多く、育児か仕事かの二者択一を迫られる状況となっている。乳幼児を育てることは、子どもの年

表10-1　パートナーあり世帯の親との関係（人）

	自分の親	パートナーの親
養育支援あり	1	3
上の子を養育中	3	−
県外に居住	3	4
県内遠方	2	3
死亡・病弱	5	2
疎遠	4	3
不明・その他	10	13
計	28	28
（再掲）親の離婚歴	3	3

表10-2　単身世帯の親との関係（人）

	自分の親
養育支援あり	−
上の子を養育中	3
県外に居住	−
県内遠方	1
死亡・病弱	4
疎遠	9
不明・その他	13
計	30
（再掲）親の離婚歴	13

表10-3　親と同居世帯の親の職業等（人）

父の職業	人数	母の職業	人数
運転手	2	パート	7
会社員	1	介護士・保育士	2
配管工	1	無職	6
無職	4		
（再掲）生活保護			4
（再掲）両親離婚・別居			7

齢が小さければ小さいほど、家族に依存している傾向が強く、経済的に生活が不安定であれば家庭で子どもを養育することが困難となる。

4．家庭引きとりとなった状況

調査対象事例の 35％（26 人）は、2 歳の乳児院退所期限前に家庭に引き取られている。残りの 65％（48 人）は、家庭引取りができなったということであるが、ここでは家庭引取りができた世帯の状況について、どのように養育困難な状況を改善することができたのかを見てみる。

（1）養育者の状況の変化

「パートナーあり世帯（28 人）」で、癌、肝疾患、脳疾患等の病気治療を理由に乳児院を利用した者は、病状改善し自宅で生活できるようになった時点で、ほぼ全員が子どもを家庭に引き取っている。乳児院の年齢上限である 2 歳時点で病気が改善しなかった 2 名のみ、家庭引取りができず、それぞれ里親と児童養護施設に預けられている。受刑中出産の者も、1 名を除いて全員が出所と同時に子どもを家庭に引き取っている。パートナーのいる世帯では、母親が何らかの事情で不在となると養育困難となるが、母親が家庭に戻ってくると養育可能となる。

「パートナーあり世帯」で、夫婦不和を抱え最終的に離婚となった 1 名は、自分の親と同居し稼働することにより子どもを引き取っている。

「単身世帯（30 人）」では、親と同居することにより子どもを引き取った者が 2 名いる。2 名とも、子ども引取り時の職業は無職であり、親と同居することで生活、育児ともに親に協力してもらい養育をしていくこととなっている。

「親と同居世帯（16 人）」で、家庭引取りとなった者は 3 名いる。一人は学生だったのが卒業して社会人として働くことになったための引き取りである。あとの 2 名については、本人が知的障害者もしくは学生であり、ともに自立して生活することが難しいため、生計も育児も親に頼って生活していた。養育困難の理由が親の入院であるため、親が退院したのを機に子どもを引き取っている。

（2）職業の変化

「パートナーあり世帯」「親と同居世帯」では、子どもの引き取りに関して、本人の職業が変わった者はいない。

「単身世帯」では、前章で述べたとおり、そもそも育児と仕事の両立が不可能であり、親にも協力を頼めない状況なので、養育困難な状況を改善しようと思えば、職業を含め自分の生活スタイルを改善しなければならないことになる。「単身世帯」で子どもを引き取った者は 8 人（26.7％）いるが、そのうち 6 人が子どもを引取り時には無職であり、4 人が生活保護受給となっている。それまで事務職に就いていた者や、風俗で働いていた者も、子どもの世話をするためにそれまでの仕事を辞めている。仕事をしながら子育てをおこなおうと決めた者は 2 人しかいなく、いずれも仕事は前職とは変わっている。出産前の仕事を継続して子どもを引き取った者は一人もいない。乳児を養育する単身世帯の母親にとって、それまでの仕事と育児を両立させることは極めて困難なことであり、仕事を辞めて無職となり生活保護を受給するしか一人で子どもを育てていく方法はないという現実が見えてくる。

乳児院に子どもを預けるのは、なんらかの養育困難な状況が生じ、乳児を自宅で世話することができないからである。入院、受刑といった養育の担い手の不在の状況が養育困難の原因である場合は、その状況の改善（退院または出所）と同時に養育困難状況は解消され、家庭引き取りとなる。

単身世帯については、出産前は一人で働いて自立していた生活も、子どもが生まれると、仕事と子育てとの両立ができない状態となり、実家の親と同居して生活を頼るか、もしくはそれまでの仕事を辞めて生活保護に頼って生活するなど、それまでの生活スタイルの変更を余儀なくされる。

5．生活歴から見る不安定さ

ここまで子どもを乳児院に預けざるを得なかった現状を、母親の健康状態、現在の職業、生活困窮状態、実家の協力状況等から見てきた。いずれ

も厳しい生活状況であることが見えてきたが、ではなぜそのような厳しい状況に至っているのかを、記録から読み取れる範囲で過去の生活歴から見てみたい。

（1）母親の幼少期の家庭の状況

記載のある範囲で、幼少期に両親の離婚を経験している者は22人（29.7%）いる。「単身世帯」の者は全世帯の半数近く（13人）が両親の離婚経験者であり、さらにその半数（6人）の親は再婚歴がある。親の離婚・再婚は、養育者が変わることを意味し、子どもにとっては安定しない環境のひとつである。

幼少時の親の職業や経済的状況などは不明のものが多いが、「生活保護受給していた」と記載のあるものは4人（5.4%）、「親の借金があった」と記載のあるものは2人（2.7%）いる。記載のあるものだけで全体の8%ほどの者が貧困家庭に育っている。実際にはそれ以上の割合の者が貧困家庭で育っているのかもしれない（表11）。

（2）学歴

本人の学歴では、中卒が9人、高校中退が13人であり、合わせて22人（29.8%）が義務教育修了程度の教育しか受けていない。学歴不明が3割ほどいるので、この割合はもっと高いかもしれない。専門学校卒は5人、短大卒は1人と合わせても全体の8.2%と1割に満たない。大学卒の者はいない。全体的に学歴の低さがうかがわれる（表12）。

表11　幼少期の本人の家庭の状況　（人）

	パートナーあり	単身	親と同居	計
離婚歴あり	3	13	6	22
再婚歴あり	2	6	1	9
死亡	1	3	－	4
生活保護	－	2	2	4
借金あり	2	－	－	2
施設入所	1	－	1	2
記載なし	21	14	7	42
世帯数	28	30	16	74

※　複数回答

（3）職歴

次に学卒後の初職と初職を辞めるまでの期間、退職後の状況について見てみる。初職が判明しているのは74人中41人で、残りの33人は不明である。ここでの職業は資料に記載通りに表記する。判明している者のみを見ると、初職では、歯科技工士1人、実験助手1人といった専門職を含め、事務職5人、介護職3人という比較的安定した職業に就いている者は全体の27%程度しかいなく、残りの7割近くはアルバイト・美容師見習い・水商売・温泉ホテル・工場勤務などの不安定就労である。初職判明41人のうち、初職後の状況が判明しているのは33人である。そのうち初職を結婚退職したものは7人、初職を退職し未婚で出産した者は6人、転職をした者は20人である。転職をした者は、初職を1年から1年半くらいで退職し、水商売、飲食店、パチンコ店などの初職以上に不

表12　本人の学歴

学歴	パートナーあり	単身	親と同居	計（人）	割合（%）
中卒	3	5	1	9	12.2%
高校中退	3	6	4	13	17.6%
高卒	7	11	－	18	24.3%
専門学校卒	3	2	－	5	6.8%
短大卒	－	－	1	1	1.4%
高等養護卒	－	－	1	1	1.4%
学生	－	－	4	4	5.4%
不明	12	6	5	23	31.1%
計	28	30	16	74	100.0%

安定な就労に変わっている。初職では安定職の者が3割ほどいたにもかかわらず、転職後は安定職のものは全くいなく、すべての者が飲食店・水商売といった職業に転職している。そして、そこから風俗に転職していった者は3人いる。初職が安定職であった者は、ほとんどの者が結婚退職をしている。職歴を表13に示す。

また、A市はA県内では県庁所在地のある大都市であるため、他の地方都市からの転入者の多い都市である。県内の地方都市から仕事を求めてA市に転入してきた者は9人（12%）いるが、彼女らの転入前の職業と転入後の職業を表わしたのが表14である。これを見ると、もともとアルバイト的な不安定な就労であったが、大都市であるA市に転入して就いた仕事は飲食店、パチンコ店、風俗とさらに不安定でなおかつ皆同じような仕事であることがわかる。さらに、転職を数回繰り返した後、風俗で稼働するようになった者が6人、もともとA市居住者で転職の末に風俗で稼働するようになった者は3人と、計9人（12%）が転職の末に風俗で稼働している。

風俗は寮など居住場所を提供する場合が多く、預貯金がない状態で転入してきても、すぐに生活できる手軽さがある。風俗で稼働を始めたものが、大金を稼ぐことができたのかといえば、そうではなく、「預貯金が全くなく子どもを妊娠中は知人から借金をして生活していた」という者や、「借金返済のために風俗で働き始めたが、結局借金は返済できず自己破産した」という者、「風俗の仕事をやめようと思ったが、他に仕事のあてもなく、ネットカフェで寝泊まりしテレクラや出会い系カフェで浮浪生活を送っていた」という者など、転職前以上に生活は厳しくなっている。

以上のことより、初職が不安定就労だった者たちは、より収入が多く安定した職業を求めて転職を繰り返すが、そこには職業選択の余地はなく、結果的にはどんどん不安定な職業に追い込まれていき、最終的には水商売・風俗等の特定の職業に就くしかない様子がうかがわれる（表13、表14）。

（4）10代での離家

上記で見たように、調査対象者らは低い学歴で不安定就労に就き職を転々としているものが多い。彼女らの生活歴の中で、もうひとつ特徴となるのが、離家の早さである。若者が離家する理由

表13　初職からの転職状況（判明分のみ）

NO	初職	転職状況
1	温泉ホテル	ウエイトレス→結婚
2	飲食店アルバイト	少年院→事務・飲食店→結婚→離婚→飲食店→出産→結婚→離婚
3	事務	農業→結婚
4	水商売	水商売→同棲
5	工場	水商売→結婚
6	デパート	水商売→結婚→出産→離婚→飲み屋
7	居酒屋	デパート→無職
8	工場	ゴルフ場→スキー場→風俗
9	飲食店アルバイト	少年院→居酒屋→自動車工場派遣→居酒屋
10	フリーター	転々
11	ファーストフード	水商売
12	温泉ホテル	パチンコ店→風俗→無職（生活保護）
13	美容室見習い	パチンコ店→キャバクラ→無職（生活保護）
14	介護職	飲食店
15	介護職	介護職（職場を数回変える）→風俗→介護職→風俗
16	アルバイト	飲食店→無職（生活保護）→風俗
17	美容室見習い	飲食店→無職（生活保護）
18	コンビニ	ビル清掃

表 14　A市転入者の転入前と転入後の職業

NO	転入前の職業	転入年齢	転入後の職業
19	スキー場バイト	20 代	風俗
20	焼き肉店バイト	20 代	風俗
21	温泉ホテル	20 代	パチンコ店→風俗
22	風俗	30 代	風俗
23	介護職	20 代	飲食店
24	水商売	20 代	水商売
25	工場勤務	10 代	水商売
26	介護職	20 代	風俗
27	アルバイト	10 代	飲食店→風俗

には、学業のため、稼働のため、結婚のためという理由がある。近年女性の晩婚化や就労の不安定さなどから若者の離家年齢は高くなってきていると言われているが、調査対象者たちの状況はやや違っている。

28 人（37.8%）が 10 代で離家しており、離家の理由としては、結婚（同棲も含む）が 12 人（18.9%）、稼働が 12 人（16.2%）、進学 2 人（2.7%）、家出 2 人（2.7%）である。調査対象者たちは、かなり早い時期から親との関係が良くなく、何らかの理由で早期に家を出たがっていたと推測される。しかし、安定した職業を持たない 10 代の女性が、一人で自活することはかなり困難なことであると思われ、生活をしていくためには、居住場所を提供してくれる職業に就くか、結婚または同棲して男性パートナーに生活を支えてもらうしか方法がない。そのことが早期に結婚を選択する理由のひとつなのかもしれない（表 15）。

（5）パートナーとの関係

前節で見たとおり 10 代で結婚により離家しているものは全体の約 19%である。若年結婚したものも含め、結婚した者たちの婚姻関係が安定しているかどうかを見てみると、離婚歴のある者は、26 人（調査対象者全体の 36%）である（表 16）。婚姻期間は比較的短い者が多く、26 名中 5 年以上の婚姻期間であったものは 6 人しかいない。婚姻歴 5 年未満の者は 18 人（離婚経験者の 67%）を占め、そのうち婚姻期間が 1 年から 1 年未満の者は 8 人（離婚経験者の 29.6%）いる。さらに、10 代で結婚した者 14 人のうち 11 人は離婚歴があり、ほとんどの者が短期間で離婚している。離婚理由は不明なものが多いが、「浪費」「稼働せず」「ギャンブル」といった経済的な理由を挙げているものが 4 人、浮気が 4 人、DV が 4 人である。婚姻中は専業主婦という形で無職で生活をしていくことが可能だが、離婚すると再び一人で生活していくための住居と仕事を探さなければならず、学歴も職歴もない彼女らは、再び不安定就労に就くか、養ってもらう新しいパートナーを探さなければならない。

乳児院利用時点で「単身世帯」「親と同居世帯」となっているものは、パートナーと既に別離している者達である。その中には、離婚だけではなく未婚の者も含まれる。パートナーとの間に婚姻関係のあったものは 8 人、不明（記載なし）を除く 27 人（36.4%）は、パートナーとは婚姻関係にない。事実婚であったのかどうか、交際期間がどのくらいあったのかは不明だが、子どもが生まれる

表 15　10 代で離家した者　（人）

	パートナーあり		単身		親と同居	
年齢	人数	理由	人数	理由	人数	理由
15	1	稼働 1	4	稼働 2、家出 1、進学 1	−	
16	2	結婚 1、稼働 1	1	結婚 1	−	
17	−		3	稼働 2、同棲 1	1	結婚 1
18	2	結婚 1、稼働 1	4	稼働 3、家出 1	4	結婚 3、進学 1
19	2	結婚 1、稼働 1	4	稼働 1、結婚 3	−	
計	7		16		5	

表 16　離婚歴と婚姻期間

NO	結婚年齢	離婚年齢	婚姻期間	離婚理由
1	10 代	10 代	10ヶ月	稼働せず
2	10 代	10 代	1 年	不明
3	10 代 20 代 20 代 20 代	20 代 20 代 20 代 20 代	1 年 1 年未満 1 年 1 年未満	不明
4	10 代	10 代	1 年	DV
5	10 代	10 代	2 年	不明
6	10 代	20 代	3 年	ギャンブル
7	10 代	10 代	3 年	不明
8	10 代	20 代	3 年	不明
9	10 代	20 代	10 年	不明
10	10 代	30 代	13 年	DV
11	10 代	30 代	16 年	本人の浮気
12	20 代	20 代	1 年	夫の浮気
13	20 代	20 代	1 年	夫の浮気
14	20 代	20 代	1 年	不明
15	20 代	20 代	2 年	DV
16	20 代	20 代	2 年	親族との折合
17	20 代 20 代	20 代 30 代	1 年 5 年	不明
18	20 代 30 代	20 代 30 代	4 年 2 年	不明
19	20 代	30 代	8 年	不明
20	20 代	30 代	9 年	DV、夫の浪費
21	20 代	30 代	17 年	不明
22	20 代	不明	不明	不明
23	30 代 30 代	30 代 30 代	2 年 2 年	親族との折合 夫の浪費、働かない
24	不明 30 代	不明 30 代	不明 8 ヶ月	不明
25	不明	20 代	不明	不明
26	不明	30 代	不明	自分の浮気

表 17　第 1 子出産年齢

	人数（人）	割合（%）
10 代	21	28.4%
20 代前半	23	31.1%
20 代後半	10	13.5%
30 代前半	12	16.2%
30 代後半	6	8.1%
不明	2	2.7%
計	74	100.0%

時点で既にパートナーとの関係が破綻していた者は 21 人（28.4%）、パートナーを特定できない者が 6 人（8.1%）いる。子どもを出産する前にパートナーとの関係が破綻した者たちのなかには、「結婚するつもりでいたが妊娠を伝えると音信不通となった」と自分の期待が外れ、未婚で出産することになってしまったと述べている者も複数いる。彼女らがどのような思いでパートナーとの結婚、出産を思い描いていたのかはわからないが、今まで見てきた職歴から想像すると、パートナーと結婚して専業主婦という形で生活を相手に依存することを期待していたようにも推測される。しかし、その当てが外れてしまった結果、子育てと自分の生活を維持することの両立が不可能となってしまったように見える。

（6）第 1 子出産年齢

次に第 1 子の出産年齢を見てみる。未婚、既婚を問わず 10 代で第 1 子を出産した者は 21 人（28.4%）であり、20 代が 33 人（44.6%）、30 代が 18 人（24.3%）、40 代は 0 人である。現在の日本の第一子出産平均年齢[3] から考えると、調査対象者たちはかなり早い時期に第 1 子を出産している（表 17）。

（7）小括

ここでは乳児院に子供を預けた母親たちの生活歴をふり返って見たが、幼少期の家庭の不安定さのため、低学歴で早期に結婚または稼働のため家を出ている者が多い。低学歴で稼働を始めた初職が不安定就労である者たちは、短期間で転職を試みるが、転職先はさらに不安定な飲食店アルバイト、水商売等が多く、さらに転職を重ねて風俗に従事するようになった者が調査対象者全体の 10%である。10 代で結婚した者は 14 人（全体の 18%）であるが、そのうち 11 人は離婚歴があり 8 人は婚姻期間が 3 年以内である。婚姻歴のある者 48 人のうち 26 人（54%）は離婚歴があり、その 70%は 5 年以内に離婚している。婚姻期間が 1 年未満という者も 30%ほどいるし、離婚再婚を繰り返している者も数名いるなど、婚姻関係は不安定である。そして、未婚既婚を問わず 10 代で第 1 子

を出産した者は全体の約 30％いる。結婚も出産も 10 代の若年のものが全体の 1/3 ほどいるということである。

調査対象者たちは、10 代から 20 代前半の早い年齢で転職を繰り返し、結婚し、子どもを出産し、パートナーと別離し、再び不安定就労に就くという状態を繰り返している。人生の大きな転換点である就職、結婚、出産、離婚等のライフイベントが、短期間にめまぐるしくやってくる不安定な生活状況であることが推測できる。

6．調査結果からの考察

今回の調査を通して見えてきたことをまとめてみると、まず、乳児の養育が困難となる状況には、母親の疾病・入院・受刑など、養育の主体である母親自身が子どもと暮らせない場合である。生後２ヶ月くらいまでの乳児は保育園で預かることができないため、母親に代わる家族の誰かが子どもの面倒を見ることができなければ、家庭での養育は困難となる。子育てを支える資源としての親族の協力が不可欠であり、単身で子どもを育てていく母親にとっては親族の支援がなければ子育ては相当厳しいものとなる。子育ての困難さを考える際に、ひとつには現代社会の核家族化による養育の限界が見えてきた。大家族時代には、母親が病気になったとしても、祖母や叔母などが母親の代わりに子どもを養育することができたが、核家族では母親の代替えとなる大人は存在しない。つまり、母親が子どもを養育できない状況になると、子育てを社会資源に頼らざるを得ない状態となる。その点では、乳児院は生後 0 ヶ月からの乳児を受け入れることが可能であり、現代社会の子育ての社会資源のひとつとしての一定の機能を果たしていると思われる。しかし今回の調査結果から見えてきたのは、疾病等の子育てできない状態ではないが、生活と子育てとが両立できない母親たちが乳児院利用者には多数含まれているという事実である。

（１）不安定な生活からの脱出困難

今回、子どもを乳児院に預けた母親たちの記録から見えてきたのは、自分が生活していくためには子どもを預けざるを得なかった生活状況である。そして、その厳しい生活状況は、現在だけではなく過去から続いてきているものであることが見えてきた。

彼女たちの生活歴に多くみられる特徴は、幼少期の生育家庭が離婚・再婚・貧困等の不安定な状態であることから、低学歴のまま 10 代という早期に離家し、不安定就労、転職、結婚（同棲）、離婚（別離）、不安定就労という生活を短期間に繰り返していることである。

幼少期の生育家庭が不安定であることは、その後の自分の人生設計をじっくりと検討することができないことを意味する。なりたい職業に就くために進学したいと思っても、子どもが自分ひとりで決定できることではない。進学費用を含め、親からの経済的援助や励まし、期待などがないと、子どもは進学することが難しい。もちろんそこには学力の問題もあるが、高校進学率が 97％を超える現代において、高校に進学しないで社会に出ることは圧倒的な不利である。

青木紀（2003）は、早期の離家を「逃避的自立」と呼び、不利な家庭環境が「早期に家を出る」という行為をほとんど十分な準備なしに促していっていると述べている。

家庭環境の不安定さから早期に家を出て稼働を始めた者たちは、低学歴の不利を負い、不安定就労にしか就くことができず、より良い職を求めて転職を繰り返すが、いくら転職を重ねても安定就労に就くことはできず、むしろどんどん不安定な就労形態となっていく。短期間に職を変えることは、職業上のキャリアアップをはかることができないことに加え、職場の人間関係も築けないということである。職を転々として人間関係が築けないということは、信頼できる人の不在という不利を負い、生活上の孤立化をまねく。

転職をしても安定した仕事に就くことができない場合、女性には選択肢としてさらに転職を繰り返すことと、結婚してパートナーに養ってもらうことの二つがある。後者を選んだ場合、学卒後比

較的早期に働くことへの見切りをつけ、結婚して専業主婦となり、子どもを出産することに決めるが、パートナーがそれには合意せずに関係が破綻してしまうと､母子家庭として自分で生活を賄い、なおかつ子どもの養育も自分一人でおこなわなければならないことになる。

今回の生活歴の調査からは、頼れる親族や友人も少なく孤立している母親たちが、自分ひとりで必死に生きていこうとしている姿が見受けられた。そこには、楽をして働かずに生きていこうという素振りは見られず、必死にもがいている結果が、短期間に転職、結婚、離婚を繰り返しているように見える。そして、そこで出会うパートナーとの関係は、将来設計が不十分なままの不安定な関係性であったことがわかる。しかし、どんなに必死にもがいても、彼女らの不安定な生活はどこまでも不安定なまま解消されないのである。

（２）女性の自立の厳しさ

調査を通して見えてきたことのひとつに、低学歴の女性の自立の厳しさがある。不安定・低収入の就労から､より高収入を求めて転職を重ねるが、職を重ねるごとに就労状況はますます不安定となっていき、最終的には水商売・風俗関係と言う特定の職業に収斂されていく。それ以外の就労の選択肢すらない厳しい状況が見えてきた｡しかし、このような仕事で生活していくことは、単身であっても厳しいものがあるが、乳児を抱えてはなお一層難しい。子どもと一緒に生活していくためには、安定した職業でなければ生活が成り立たない。その一方で、結婚・同棲という形で男性パートナーに生計を依存して生活している者達もおり、彼女らは離婚再婚を繰り返し依存の対象者を求めながら、離婚後は再び不安定就労の渦に巻き込まれていくのである。生活基盤の乏しい女性たちが、短期間に転職を繰り返し特定の職業に収斂されていくこと、その間にパートナーとの出会いと別離を繰り返し、最終的に生まれた子供を自分で育てることができずに乳児院に預けざるを得ない状況となっていることが見えてきた。子どもの施設でありながら、そこには父親の姿は薄く、社会的弱者である女性問題を内包していると言える。

７．おわりに

乳児院は家庭で養育することの困難な乳児を養育する施設である。少子化と言われて出生児数は減ってきているが、乳児院に預けられる子どもの数は年々増えている。これは何を意味するのだろうか。社会的に子どもを育てる社会的養護の名のもとに、家庭で育てられない子どもは施設で育てられる。施設では暖かい建物と栄養価の高い食事は提供されるが、子どもが育つために必要なことはそれだけではない。一定の年齢に達した時に、子どもは自分の出自について、まわりから祝福されていたのか、どのような状況で自分は生まれてきたのか、必ず確かめたくなる。それは、アイデンティティの確立に必要なことである。自分の存在を認めてくれる他者がいないと人は生きていけない。出生時に自分の存在が認められていたのかは非常に大切なことである。健全な子どもの福祉の観点からも、ひとりでもたくさんの子どもが施設に入所せずに済む方法を考える必要があると思われる。まして、乳児院は生後０～１歳の子供が入所する施設である。子ども側の要因で入所することはほとんどない。大多数が親の都合による入所である。生まれた子どもを育てることができない生活状況とはなにか、そこにはどのようなメカニズムが発生しているのかを詳細に検討することなしに、施設入所児童の数を減らすことは不可能であろう。

一番親の手を必要とする乳児期に、子どもを施設入所させなければならなかった親についての研究はほとんど行われていない。婦人保護施設に関する調査研究のなかに、女性の生活歴を検討するものがいくつかあり、そのなかで子どもを出産した女性が婦人保護施設に保護されている状況が報告されている。しかし、子どもと母親とが別離しなければならなかったことについて、母親側と子ども側との両方にわたる調査研究は皆無である。子どもにとっての一番の幸せは、親と一緒に安定

した生活を送ることである。親子が安心して生活していけるようになるためにも、子どもが施設入所に至った親の生活についての詳細な分析が今後も必要であると思われる。

子どもを育てることは、自己責任であるかのような風潮がある。しかし、子どもを育てるためには物心ともに安定した生活環境が必要であり、それは雇用情勢も含めた社会的状況と密接に関連しているものである。

今回の調査は、既存の乳児院保管の児童記録票からの転記作業をもとにした分析であるため、事例により情報量に差異があり、統計にも限界がある。また施設入所児童の家庭背景調査という性格上、プライバシーの問題もあり、より正確な統計調査をおこなうことは困難である。しかし、今後も施設入所児童の親の詳細な生活背景調査・分析をおこなうことで、子どもを育てるために必要な養育環境を含めた問題及び女性の抱える問題が明確に見えてくることと思われる。

注

1）平成19年度「児童養護施設入所児童等調査」（厚生労働省）によると、児童養護施設入所児童の入所経路では、家庭71.5%、乳児院19.5%、他の児童養護施設2.9%、他の児童福祉施設2.4%、里親家庭1.4%、その他・不明2.2%となっている。

2）厚生労働省は5年に一度、「児童養護施設入所児童等調査」をおこない、児童福祉施設に入所している全児童の現在の状況、入所時の家庭の状況、家族との関係等について調査している。直近のものは平成19年度の調査結果が公表されているが、平成24年度の調査結果はまだ公表されていない。

3）厚生労働省「人口動態統計」によると、平成24年度の第1子出生時の母の平均年齢は30.3歳。

文献

青木紀（2003）「貧困の世代的再生産の現状」青木紀編『現代の「見えない」貧困』明石書店、31-83.

林千代編（1995）『現代の買売春と女性』ドメス出版.

林千代編（2004）『「女性福祉とは何か」その必要性と提言』ミネルヴァ書房.

帆足英一・庄司順一（1994）「望まない妊娠で生まれた子どもの乳児院での処遇に関する研究」『平成6年度厚生省心身障害研究　望まれない妊娠の防止に関する研究』229-232.

帆足英一・庄司順一（2001）「乳幼児虐待と乳児院の役割」『日本保育学会大会研究論文集』54、126-127.

堀場純矢（2005）「児童養護施設で暮らす子どもと親の生活問題」『総合社会福祉研究』27、110-119.

堀場純矢（2009）「児童養護問題の階層性」『厚生の指標』56(10)、7-13.

堀場純矢（2009）「児童養護施設から見た子ども虐待と貧困」『総合福祉研究』35、38-45.

松本伊智朗（2006）「子どもの貧困と社会的排除」『総合福祉研究』29、31-45.

松本伊智朗（2008）「子どもの貧困研究の視角」浅井春夫・松本伊知朗・湯浅直美編著『子どもの貧困―子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店.

松本伊智朗編（2010）『子ども虐待と貧困』明石書店.

松本伊智朗編（2013）『子ども虐待と家族―重なり合う不利と社会支援―』明石書店.

宮本節子編（2013）『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題』明石書店.

佐藤秀紀・鈴木幸雄（2002）「児童養護施設入所児童およびその保護者の問題の経時的変容状況と相互関連性」『社会福祉学』42(2)、91-105.

吉見香（2012）「戦前の日本の児童虐待に関する研究と論点」『教育福祉研究』18、53-64.

吉田久一（1984）『日本貧困史』川島書店.

（北海道大学大学院教育学院・修士課程修了）